

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年十一月二日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イズミ山陽店

所在地 赤磐市下市四七三

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市南区京橋町二-二二

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前八時三十分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後九時十五分まで

(変更後) 駐車場一及び二 午前八時から午後九時十五分まで

駐車場三 午前八時三十分から午後九時十五分まで

屋上駐車場 午前八時から午後九時十五分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 八箇所

(変更後) 八箇所（ただし、駐車場二の出入口二箇所の内、主要地方道二十七号線に面した出入口一箇所を午後九時十五分から翌日午前八時三十分まで閉鎖する。）

4 変更年月日

平成二十四年十月二十日

二 届出年月日

平成二十四年十月十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十四年十一月二日から平成二十五年三月二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課